

本別町における障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために本方針を定めるものとする。

2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、本別町の全組織とする。

3 調達の対象となる施設

本方針において対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、その所在地が本別町内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害者福祉サービス事業所

4 調達する物品等

本町において障がい者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。なお、下記に記載のないものであっても、町が調達可能な物品であれば対象とする。

- (1) 物品
紙製品、食品、印刷物、日用品、農作物、啓発用品、その他障がい者就労施設等が提供可能な物品。
- (2) 役務
軽作業、施設等の清掃作業、その他障がい者就労施設等が提供可能な役務。

5 調達の実施

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。なお、実際の発注、納入については当該部署が行う。
- (2) 障がい者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量について考慮する。
- (3) 調達に当たっては、地元中小企業等に十分配慮しながら進める。

6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本町における調達方針の策定又は見直しをしたときには、町ホームページ等により公表する。

(2) 町は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

7 庁舎内等スペースの活用

町は、所有する施設のスペースを活用した障がい者就労施設等の物品販売や就労の場の拡充について積極的に検討する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、総合ケアセンター障がい者福祉担当とする。